平成２４年（フ）第１１０号
北海道苫小牧市東開町３丁目14番35号　メロンハウス301
債務者　里平　正勝
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１４号
岩手県遠野市松崎町白岩22地割46番地１　八幡住宅54―13
債務者　川上エイ子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７号
宮城県気仙沼市赤岩五駄鰐178番地３
債務者　伊藤　佳代
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１４１号
茨城県結城市大字上山川2898番地１
債務者　池田ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４５号
群馬県みどり市大間々町大間々142番地10
債務者　星野奈津美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５７１号
千葉県習志野市谷津１丁目18番36―104号
債務者　塚田　秀美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７８号
千葉県八千代市八千代台東６丁目24番18号プレイスド・オーリー101号
債務者　斉藤　正美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０９号
千葉県船橋市高根台５丁目１番272棟407号
債務者　五十嵐千秋
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４２号
千葉県市原市辰巳台東２丁目９番地　県営住宅１棟108号
債務者　沼崎　浩子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６５０号
千葉県浦安市富士見３丁目３番14―201号　浦安第２荘
債務者　江口　繁之
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６７３号
千葉県船橋市飯山満町２丁目487番地１　テラス山の手Ｂ棟102号
債務者　加藤　美春
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６９０号
千葉県船橋市高野台５丁目25番11号北総白井病院寮209号
債務者　谷口三枝子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
富山県黒部市沓掛264番地
債務者　御囲　直幸
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第１６号
富山県黒部市三日市3991番地　牧野アパート201号
債務者　八田　静代
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２４号
富山県下新川郡入善町道古121番地
債務者　屋木　　修
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２０４号
金沢市高尾台３丁目320番地サン・ハイムⅢ101号、従前の住所金沢市額谷２丁目40番地２、従前々の住所石川県野々市市太平寺１丁目257番地１　ウイル105、従前々々の住所富山市秋吉新町27番12号
債務者　原　　香織（旧姓利田）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６７号
長野県埴科郡坂城町大字坂城992番地１
債務者　吉崎　淳一
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
長野地方裁判所上田支部